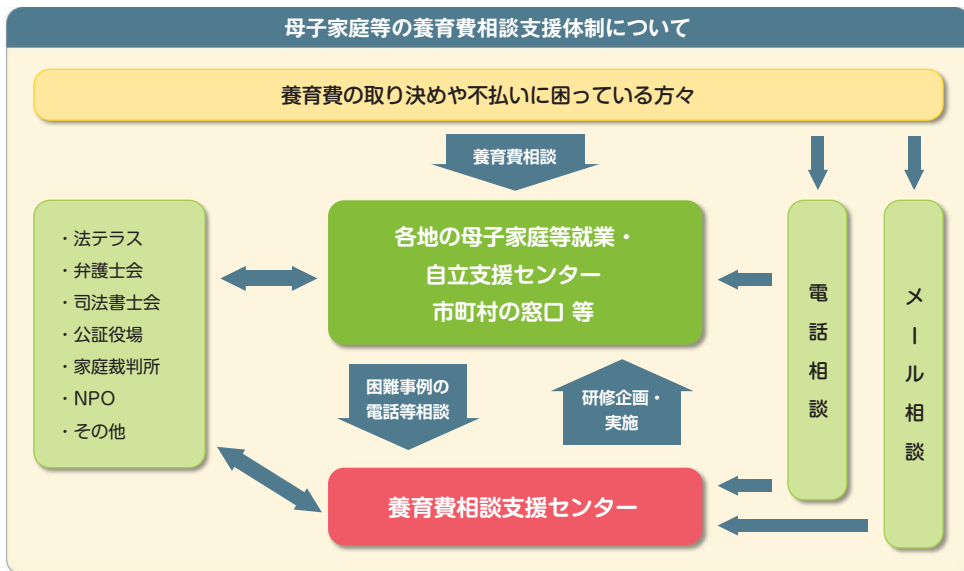


母子家庭等の養育費相談支援体制について



養育費相談支援センターの業務内容

1 養育費相談支援事業

養育費の相談に当たっている各地の母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子自立支援員等による相談を支援します。

● 養育費に関する電話・メールによる相談

養育費の取り決めや確保に悩んでいる方は、まずは最寄りの母子家庭等就業・自立支援センターに相談してください。専門相談員がいなかったり、時間的に無理な方は、養育費相談支援センターに電話相談、メール相談をしてください。

1 電話相談 月～土（年末年始、祭日を除く） 10:00～20:00

0120-965-419 (携帯電話とPHSは使えませんので下記番号におかけください。)

03-3980-4108 (ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。)

2 メール相談 info@youikuhi.or.jp

● 地域の母子家庭等就業・自立支援センター等への出張相談等支援

各地の母子家庭等就業・自立支援センター等に養育費相談支援センターの専門相談員等を派遣して支援しています。

2 研修事業

全国の母子家庭等就業・自立支援センターなどで養育費に関する相談を行う人に研修をしています。

3 情報提供事業

● ホームページによる情報提供

<http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

養育費、離婚、相談機関、メール相談、Q&A等々、の詳細は **ホームページ**へ

● パンフレット等による養育費確保等の普及・啓発活動



親からの メッセージ 養育費

— 離れて暮らす親と子の絆のために —



子どもさんのために養育費をもらっていますか。
子どもさんのために養育費を送っていますか。

養育費相談支援センター

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-29-19 KTビル10階

TEL 03 (3980) 4108 FAX 03 (6411) 0854

URL <http://www1.odn.ne.jp/fpic/youikuhi/index.html>

メールアドレス info@youikuhi.or.jp

え ふ び っ く



公益社団法人家庭問題情報センター

養育費とは

養育費は、子どもの権利です。

養育費は、子どもの生活を守り育てるため必要な日々の費用です。子どもが自立するまで親が負担するものです。親が別れて暮らす子どもと「最後の一切れのパンも分けあう」という強いもので、自己破産した場合でもその負担義務はなくなりません。



養育費の取り決めと確保

未成年の子どもがいる夫婦の離婚は、離婚全体のおおよそ6割です。親の離婚に遭遇する子どもたちは、平成18年で25万を超える数になります。

離婚によって夫婦の関係は切れても、親と子の関係は切れません。どちらの親にも子どもを養育し、幸せにする責任があります。

離婚後の子どもの生活基盤をどう確保するか、父母としてどう協力し合うか、話し合って、取り決めましょう。養育費は、子どもの権利であることを肝に銘じて、離婚時にしっかり決め、子どものために継続的な支払いが続くよう、父母とも努力しましょう。

養育費の取り決め

公正証書の作成

話し合いの結果は、「公正証書」にするのが望ましいでしょう。
公証役場は、日本公証人連合会
<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>
のホームページを参照してください。

口頭または私的書面

話し合いで納得いく結論に至るのが一番です。親権者を決めると平行して、金額、支払時期、支払期間、支払い方法など細かい点まで煮詰め、口約束だけでなく、書面にしましょう。

離婚のとき、養育費の取り決めをせず、養育費の話し合いができない

家庭裁判所の調停

離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費の取り決めをします。調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>
で裁判手続の案内→家事事件→夫婦関係や男女関係に関する調停→夫婦関係調整調停(離婚)を参照してください。

裁判による判決

裁判により、離婚、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費の決定をします。

養育費の確保

公正証書どおりの履行がされない

家庭裁判所に養育費の調停の申立て

相手に督促しても払ってもらえない場合、今まで養育費の取り決めをしていなかった場合は、家庭裁判所に養育費請求の調停申立てをし、調停で養育費の取り決めをします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が、審判で決めます。調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続の案内→家事事件→子どもに関する調停→養育費請求調停を参照してください。

家庭裁判所に養育費増額(減額)の調停の申立て

事情変更に応じて、養育費の額を決めなおします。調停での話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所が審判で決めます。調停の申立てについては、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続の案内→家事事件→子どもに関する調停→養育費請求調停を参照してください。

家庭裁判所に履行勧告の申し出

調停、審判、裁判の判決及び和解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所から相手に「約束どおり履行するように」勧告してもらうことができます。取り決めをした家庭裁判所に申し出をしてください。この履行勧告については、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続の案内→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

強制執行

履行勧告でも支払われず、又は公正証書で決めたのに支払われない場合は、強制執行を申し立てることができます。まず、取り決めをした家庭裁判所又は公証役場を訪ね、取り決めた文書を相手方に送達してもらい、送達証明書もらいます。その後、管轄する地方裁判所の執行係を訪ね、強制執行の申し立てをします。強制執行は、地方裁判所に支払い義務のある人の債権(給与や預貯金)、動産、不動産などを差し押さえてもらい、お金に換えられるものはお金に換えて支払われなかった分に充てる制度です。強制執行は、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> で裁判手続→家事事件→履行勧告手続等を参照してください。

養育費の算定

父母が話し合い、子どもの生活と成長のためにどのくらいの金額が必要か、双方が納得する額になることがベストです。子どもは望まずに、片方の親と別れて生活しているわけですから、父や母と同じ水準の生活ができるような額がふさわしいと考えることができます。養育費として通常取得することができる金額、「標準的な養育費の額」については、裁判官等から構成される「東京・大阪養育費等研究会」が、「簡易迅速な養育費の算定を目指して」(判例タイムズ平成15年4月1日第1111号掲載)という研究結果を発表しました。養育費の話し合いがつかない場合は、最終的に家庭裁判所が決めることになります。

夫婦の協議

協議成立

協議離婚

協議不成立

調停離婚

裁判離婚



約束が守られない

事情の変更
今までの養育費では足りなくなった
今までの養育費は払えなくなった

調停条項どおりの履行がされない

判決どおりの履行がされない

調停条項どおりの履行がされない

履行勧告の成果がみられない

